

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## ☞ 使途秘匿金の追加課税

Q：支払先を明らかにすることのできない、いわゆる使途秘匿金に対しては、税務上、きびしい措置がとられているようですが、どのような取扱いになっているのでしょうか。

A：損金の額に算入できないばかりでなく、通常の法人税に加え、40%の追加課税が行われます。

### 【解説】

使途秘匿金に対しては、通常の法人税課税に加え40%の追加課税がなされます。また、法人税額を基礎に計算される住民税にも影響を与え、その税負担は非常に重いものです。

使途秘匿金とは、具体的には次のようなものをいいます。

- (1) 金銭の支出であるか、金銭以外の資産の引渡しであるときは、贈与、供与その他これらに類する目的のために行われるものであること
- (2) 相当の理由なく相手方の氏名等（氏名又は名称、住所又は所在地、支出事由）を帳簿に記載していないこと
- (3) 明らかに相当の資産の譲受けその他の取引の対価であると認められるものでないこと

(2)の帳簿書類には、相手方の氏名等の記載がある領収書等もこれに含まれることになっています。また、相手方の氏名等が帳簿書類に記載されているかどうかの判定は、法人税の申告期限において行われ、相手方の氏名等の記載のないのがこれを秘匿するためでないとならなければ、追加課税の対象になりません。

